







附 則 (平成三〇年四月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年八月二四日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第四号)  
 この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日(平成三十年八月三十一日)から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月二二日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月二五日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年九月一日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第七条の表筑後川下流水総合対策事業の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年六月三〇日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年十二月二七日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

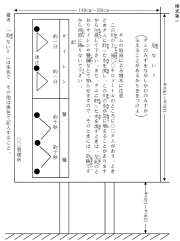
附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第二号)  
 (施行期日)  
 1 この省令は、特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。  
 (立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法に関する経過措置)

2 この省令の施行の際、現に独立行政法人水資源機構が行っている独立行政法人水資源機構法施行令第十七条に規定する立札による掲示又はサイレン及び警鐘による警告の方法については、この省令による改正後の独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令第七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和六年四月三〇日農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

様式第一



様式第二

